

すべての女性が輝く社会づくり本部の設置について

〔平成26年10月3日〕
閣議決定

- 1 様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながるよう、内閣に、すべての女性が輝く社会づくり本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官、女性活躍担当大臣
本部員 他の全ての国務大臣
- 3 関係行政機関相互の機動的な連携を図るため、すべての女性が輝く社会づくり本部幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で本部長の指定する官職にある者とする。
- 4 本部及び幹事会の庶務は、内閣府の助けを得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、本部及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。